

阿見町議会会議録

令和4年第3回臨時会

(令和4年8月9日)

阿見町議会

令和4年第3回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（8月9日）	3
○出席，欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第63号（上程，説明，質疑，討論，採決）	7
○閉 会	12

第 3 回 臨 時 会

阿見町告示第161号

令和4年第3回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年7月14日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和4年8月9日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 総合保健福祉会館非常用自家発電装置等更新工事請負契約について

第 1 号

[8 月 9 日]

令和4年第3回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年8月9日（第1日）

○出席議員

1番	平岡	博君
2番	落合	剛君
3番	栗田敏昌	君
4番	石引大介	君
5番	高野好央	君
7番	栗原宜行	君
8番	飯野良治	君
9番	野口雅弘	君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑秀慈	君
14番	難波千香子	君
15番	紙井和美	君
16番	柴原成一	君
17番	久保谷	実君
18番	吉田憲市	君

○欠席議員

6番	樋口達哉	君
----	------	---

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君				
副町	長	坪田	匡弘君				
教	育	長	立原	秀一君			
町長	公室	長	佐藤	哲朗君			
総	務	部	長	青山	広美君		
町	民	生	活	部	長	中村	政人君

保健福祉部長	小澤	勝君
保健福祉部次長	山崎	洋明君
産業建設部長	林田	克己君
教育委員会教育部長	小林	俊英君
政策企画課長	糸賀	昌士君
総務課長	石田	栄司君
財政課長	坂入	紀章君
管財課長	荒井	孝之君
健康づくり課長	監物	輝子君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳

令和4年第3回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和4年8月9日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第63号 総合保健福祉会館非常用自家発電装置等更新工事請負契約について

午前10時00分開会

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和4年第3回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 高野好央君

7番 栗原宜行君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第63号、以上1件であります。

次に、監査委員から、令和4年5月分から令和4年6月分に関する例月出納検査の結果について御報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第63号 総合保健福祉会館非常用自家発電装置等更新工事請負契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第63号、総合保健福祉会館非常用自家発電装置等更新工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第3回臨時会を招集しましたところ、議員各位には大変にお忙しいところ御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速ですが、議案第63号の総合保健福祉会館非常用自家発電装置等更新工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、阿見町総合保健福祉会館に設置している非常用自家発電装置を更新するための工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） ただいまの説明で、工期が令和5年3月31日までとおっしゃいました。ということですが、想定外のことが起き、非常用発電装置が必要になったときに、この期間までは発電装置は使えないという認識でいいのでしょうか。そして、それに代わる方法はあるのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部次長山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

今回の入替えの工事というか、ですけれども、内部の工事、それからキュービクル改修工事、これは土日祝日工事としまして、そのほかの外部の工事は平日工事ということで、今の自家発電装置が備えてあるものを、その設置をして、置いたまま工事をするということは可能であります。

○議長（平岡博君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） ということは、以前の発電機はそのまま使えると、その工事期間中、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） 失礼いたしました。はい、そのとおりでございます。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 慎重審議をしたいと思います。本工事契約は、非常用自家発電装置の更新及び空調設備更新、コンセント配線工事であるというふうに理解しております。

まず最初に、本工事に関わる内訳について、装置及び設備の額の比率について伺いたいと思います。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

本工事、非常用自家発電装置の更新という工事の中で、電気関係の工事が主になっております。内訳でございますけれども、大きなものでいきますと、自家発電の設備工事、これは自家発電装置を入れ替えたりする工事になりますけれども、これがおおむね35%程度。それから、コンセント工事、電気工事関係ですね、照明器具の設備工事であったり、電灯、コンセント工事、こういったものがおおむね25%程度。それから、空調関係ですね。今回空調設備のほうも、ガスの熱源から電気熱源に替えたり、空調設備を入れ替えたりということがございますので、それが十数%程度。そのほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等が二十数%。そういった工事内訳になっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 分かりました。

それで、入札ですけれども、物品購入における入札については最低制限価格は設けないということになっております。今、お聞きした工事の内訳からすると、本工事は、自家発電装置の更新、買うわけですよ、それに伴う工事、それから空調設備の更新、それに伴う工事、これ

で50%以上占めているわけですね。そうすると、これ物品購入が主じゃないかというふうに思います。そうすると、最低制限価格を付する理由、付する必要がなかったのではないかと私は思います。なぜ、この最低制限価格を付したのか。今回の工事で最低制限価格を設定した理由、これをお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えいたします。

ちょっと全般的なことですので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今回の案件は、既存の非常用自家発電装置の撤去、それから連携する照明や空調の交換等もあるということで、物品購入ではなくて工事、電気工事として発注をしたものでございます。

議員おっしゃるとおり、物品購入と工事に分けて発注ということも1つの手法だとは思いますが、物品として一括発注ということも、これはあり得るのかなというふうには考えてございます。ただ、今回は、自家発電装置以外にLEDの照明、それから空調機——エアコン等の更新も関連して実施するというので一括発注としたものでございます。

今回のような案件につきましては、近隣の市町村の発注状況を見ても工事として発注している例が多いというふうには考えてございます。

最低制限価格の部分ですけれども、この設定については、ダンピング受注の防止ということで、以前よりこの制度を活用して行っているものでして、工事の場合には、一般競争の2,000万円以上の工事につきましては最低制限価格を設けるということで設定したものでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 今回の入札の結果を見て、失格となった業者がいるわけですね、最低制限価格を下回ってね。この応札価格というのは、今、ダンピング受注を防ぐという話をしていましたけど、ダンピングが疑われる価格だったという認識を執行部は持っているんですか。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えいたします。

ダンピングの受注かどうかという判断までは至りませんが、最低制限価格を下回るということは、それなりの利益を得られない、また、下請業者それから資材業者においても、それなりのしわ寄せが来るのではないかとということで設定をした価格ですので、それを下回ったということで無効というようなことになってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 最低制限価格を付しない、設定しない入札で、しかも競争性を高めるというために、低入札価格調査制度があります。阿見町でもそういう制度はあると思いますけれども、なぜ今回の工事で低入札価格調査制度を適用しなかったのかということをお伺いしたいと思います。最低制限価格を付したという理由は、先ほど聞いたので分かったんですけども、低入札価格調査制度を適用しなかったのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えいたします。

現在、先ほども申していますように、基本的には最低制限価格の設定でダンピング受注への対応をしているところでございます。低入札調査制度においても、先日の全協のときに副町長のほうから答弁がありましたように、総合評価方式による入札実施の場合等においては低入札調査制度を活用することができるということで規定はされてございます。ですので、規定上はできるということになってございますけれども、この調査制度によりますと、応札額に対する調査、それから判定までに要する時間、それから判断する人材等が必要になってきます。また、工期の問題とか人員不足等もありますことから、現段階では限定して採用することということにしてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 今回の入札では9業者を指名して一般競争入札が行われたわけですが、その9業者のうち無効となった業者は3者、それから辞退が1者、それから最低制限価格を下回って失格した業者が1者ございました。

私の記憶では、3分の1が無効なんですけれども、その無効になった業者がこんなに出た入札はそう多くないと、記憶ではあります。この無効となった原因は何ですか。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えいたします。

町では、今回一般競争入札ということで電子入札で実施をしております、その応札の中で、入札金額に対応した内訳書の未提出、それから内訳書の計算に入札書との額の相違があったということで無効になったものでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） すいませんね、慎重審議をしているものですから。

今回の入札結果を私もよくよく眺めてみましたけれども、最低制限価格を下回って失格した業者と落札した業者の差額、1,000万円以上あったわけですよ。これ七、八千万円の工事で

1,000万円もの差があったということですね。最低制限をつけたので失格してしまいましたけれどもね。

私も、この業者、それぞれのどちらの業者も調査をしてみましたけれども、茨城県の格付はともにAランク、それで総合点数も経営事項評価点も、それから技術等評価点も、ほとんど同じ程度の堂々たる企業だと私は思います。ただ、7,000万円程度の工事で1,000万円もの差が出るという、この入札書き取り書を見てみると、非常に不思議な感じをしました。先ほど、ダンピングについて疑われる価格だったのかということを知りましたけれども、ダンピング入札を行ったとは思えないんですよ、こんな業者がですよ、堂々たる業者が。当然、積算をして、きちんと出して、これならいけるという数字で出したのではないかと私は思います。

私は、この結果を町民にうまく、私自身はうまく説明できない。何でこんなに差があつて、1,000万円もの差があるのに、この業者は失格しちゃったんですかと、税金の無駄遣いだったんじゃないんですかと。これうまく説明ができないと思います。

これまで、私はこの入札に関する疑問をずっと指摘し続けてまいりました。例えば、平成25年5月に役場庁舎非常用自家発電設備工事入札、この入札がありましたけれども、応札した10業者中7者が最低制限価格を下回って失格してしまいました。失格した最低応札業者と落札業者では1,439万円も差があったんですね。これも、私は一番最初に述べましたけれども、これ物品購入ということでくくって入札をすればよかったんじゃないかと、そのときに言いました。

また、平成27年6月の定例会では防災行政無線放送施設整備工事請負契約、これでも最低制限価格を設定して、1,500万円もの差が生じました。

さらに、2019年2月の臨時会、阿見第一小学校空調設備改修工事請負契約、これも12者が応札して3者が最低制限価格を下回る応札で失格しました。このときも約1,000万円差があったんですね。

私は、やっぱり税金を有効に使うということから考えると、この入札制度、これをやっぱり少し再検討してみるというかな、改めて再検討してみるというかな、そういうことが必要だと思います。

全国には、当然、最低制限価格を設けていない自治体もあります。現行、今、行われている阿見町の入札制度をもう一度見直してみる必要はないですか。あると思いますけれども、どのように考えていますか。

○議長（平岡博君） 副町長坪田匡弘君。

○副町長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

今回の入札の予定価格と最低制限価格の設定につきましては、適正な単価を基に設計をしましたし、参考見積価格、見積りも取って設定をしているので、適正な価格で設定されたという

ふうに認識しております。

ただ、海野議員おっしゃられたとおりに、物品ということで入札をしたらどうかと御提案がございました。いろんなケースがございまして、今回は電気設備工事の部分が多かったので、そういった電気設備工事ということにしましたけれども、これから、こういった事例を見ながら、いろんなケースで、やっぱり物品購入というようなことでいいのかどうかということは、今までのケースも見ながら、今後、この入札制度の検討の中で検討していきたいというふうに思っています。

○11番（海野隆君） 終わります。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号については原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これもちまして、令和4年第3回阿見町臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 高 野 好 央

署 名 員 栗 原 宜 行